

福岡県公報

令和 5 年 8 月 25 日
第 425 号

目 次

告 示 (第547号 - 第561号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所 (所在地) の変更 (保護・援護課) 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) 6

- 基本測量の実施 (県土整備総務課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 9

選挙管理委員会

- 福智町長選挙における当選の効力に関する審査申立てに対する裁決 (行財政支援課) 9

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通規制課) 20

告 示

福岡県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

田川	八香女春線	田川郡添田町大字野田1773番2先から 田川郡添田町大字野田1782番2先まで
----	-------	--

福岡県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	八香女春線	前	田川郡添田町大字野田1627番先から 田川郡添田町大字野田1625番1先まで	10.5 ～ 15.8	42.3
			後	田川郡添田町大字野田1627番先から 田川郡添田町大字野田1625番1先まで	10.5 ～ 15.0	42.3

福岡県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八香女春線	田川郡添田町大字野田1627番先から 田川郡添田町大字野田1625番1先まで

福岡県告示第550号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	176	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 藤井 一郎	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内	令和5年 6月28日
旧事項	176	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 西村 松次	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内	

福岡県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年3月22日福岡県告示第449号福岡都市計画道路事業3・3・200号白木原下大利線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 施行者の名称
大野城市
- 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業3・3・1-200号白木原下大利線
- 事業施行期間
平成16年2月2日から令和9年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年10月26日福岡県告示第1821号福岡都市計画道路事業3・4・118号下大利南ヶ丘線（下大利工区）及び3・5・204号下大利駅西線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業3・4・1-118号下大利南ヶ丘線（下大利工区）
3・5・1-204号下大利駅西線

3 事業施行期間

平成14年6月19日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により

次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
柳居94	のぞみ歯科柳川	柳川市三橋町下百町46-2	R5・7・18	居管・予居管

福岡県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直居47	やすなが企画ヘルパーステーション	りふれるヘルパーステーション	直方市知古一丁目6-1	R2・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行介訪2	ゆくはし訪問看護ステーション	行橋市南泉四丁目11-4	行橋市南泉三丁目5-1	R4・11・1

福岡県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柳介109	千蔵医院	柳川市大和町鷹ノ尾534-3	R5・7・1

福岡県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
小生121	医療法人 倉岡医院	小郡市三沢3949-7	R5・7・1
直生167	さとう愛内科クリニック	直方市大字感田2154-1	R5・7・1
像生歯86	マセダ歯科医院	宗像市栄町1-4	R5・7・1
大野生歯145	かわのまさき歯科	大野城市瓦田三丁目12-10 Le・Ciel en flamme 101号室	R5・7・1
糸島地生歯63	のなか歯科	糸島市井原字宮ノ前1316-1	R5・8・1
柳生歯75	のぞみ歯科柳川	柳川市三橋町下百町46-2	R5・7・18

飯生歯177	飯塚みらい歯科	飯塚市菰田西三丁目6-1 ゆめタウン飯塚2F	R5・8・1
宮生歯23	佐々木歯科医院	宮若市宮田64-9	R5・7・1
筑紫生薬101	新生堂薬局済生会二日市病院前店	筑紫野市湯町三丁目12-15	R5・7・1
京生薬80	とみひさ薬局	京都郡菟田町富久町二丁目28-17	R5・8・1
宰生訪17	訪問看護事業所 ライフウェル	太宰府市通古賀三丁目12-6 5階	R5・8・1
大野生訪19	南ヶ丘訪問看護ステーションききょう	大野城市大字牛頸1034-5	R5・3・15
大野生訪18	結 訪問看護	大野城市南ヶ丘二丁目22-3-203	R5・7・1
柳生訪10	訪問看護ステーション はなえみ柳川	柳川市三橋町柳河983-1 コーポHARA矢ヶ部1階D102号室	R5・7・1
飯生訪44	訪問看護ステーション花村	飯塚市幸袋141-17	R5・7・21

福岡県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
北生歯134	七熊歯科医院	糟屋郡久山町大字久原2610	R5・7・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

小生95	倉岡医院	小郡市三沢3949-7	R5・6・30
柳生109	千蔵医院	柳川市大和町鷹ノ尾534-3	R5・7・1
直生161	さとう愛内科クリニック	直方市大字感田2154-1	R5・6・30
像生歯21	マセダ歯科医院	宗像市栄町1-4	R5・6・30
古生歯13	おおかわち歯科医院	古賀市花鶴丘二丁目1-12	R5・5・31
春生歯25	かねなわ歯科医院	春日市惣利一丁目127	R5・6・15
宮生歯4	佐々木歯科医院	宮若市宮田64-9	R5・6・30
筑紫生薬52	すずらん調剤薬局二日市店	筑紫野市湯町三丁目12-15	R5・6・30
中生薬29	サカエ薬局	中間市長津二丁目16-15	R5・6・30

福岡県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田地生97	方城療育園	方城療育園いきがい	田川郡福智町弁城4193-15	R5・7・4
筑生歯34	大津歯科医院	おおつ歯科こども歯科	筑後市大字山ノ井763	R4・7・12

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生訪5	有限会社森の母屋訪問看護ステーション	直方市大字上境1959	直方市大字上境2631-1	R5・7・28
行生訪2	ゆくはし訪問看護ステーション	行橋市南泉四丁目11-4	行橋市南泉三丁目5-1	R4・11・1
行生訪19	訪問看護ステーションリリー	行橋市宮市町3-2-301	行橋市東泉四丁目15-38	R5・6・1

福岡県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
古生柔44	中村 亜由美（にしむら接骨院）	古賀市花見東六丁目9-22	R5・6・30
嘉麻生柔25	山口 剛範（あすなろ整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井1248-1	R5・5・3
糸島地生柔68	平野 晟士（NAOSEL糸島整骨院）	糸島市前原駅南二丁目2-1 JAPORTA2階	R5・7・8
糸島地生柔69	東村 與四和（NAOSEL糸島整骨院）	糸島市前原駅南二丁目2-1 JAPORTA2階	R5・7・8
糸島地生柔70	中山 彩織（NAOSEL糸島整骨院）	糸島市前原駅南二丁目2-1 JAPORTA2階	R5・7・8
春生はき15	大壽 健司（SMILE CARE鍼灸院）	春日市上白水八丁目2-303号	R5・7・12

福岡県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔21	中尾整骨院	飯塚市楽市487-1	R5・6・18
粕生柔162	高橋 翔吾（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R5・6・27
宗遠生柔45	福田 健志（さくら咲く整骨院本院）	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	R5・6・30
飯生はき40	公手 涼太（からだ元気治療院 飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	R5・7・1
糸島地生はき9	島谷 明（アンドライフ整骨院）	糸島市高田五丁目1-16	R5・7・2

福岡県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
------	-----	-----	-------

糸島地生柔64	瓜生 ミツル（アンドライフ整骨院） 糸島市高田五丁目1-16	瓜生 ミツル（アンドライフ整骨院） 糸島市波多江駅南一丁目9-10 マルエイ参番館101	R5・7・3
---------	-----------------------------------	---	--------

公告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市行事一丁目803番1から803番12まで、807番3、807番6、807番7及び834番1の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡苅田町大字新津1559番地4
凡申産業株式会社
代表取締役 荒木 久美夫

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
------	------

大川市	令和5年10月16日から 令和6年3月15日まで
-----	-----------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宮若市	令和5年10月16日から 令和6年1月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値地形図の修正）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宗像市全域	令和5年6月21日から 令和6年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県の一部	令和5年7月28日から 令和5年12月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量、現地測量、3次元点群測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
朝倉市、三井郡大刀洗町	令和5年8月1日から 令和5年12月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
篠栗町彩り台	令和5年7月25日から 令和5年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量による修正数値図化）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市都市計画区画	令和5年7月27日から 令和6年1月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区金比羅町	令和5年7月5日から 令和5年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点・4級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市立花町北山	令和5年5月22日から 令和6年2月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市、みやま市、柳川市	令和5年8月3日から 令和6年1月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（3級基準点・4級基準点）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市黒木町木屋	令和5年6月9日から 令和5年12月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測定の種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、うきは市、八女市	令和5年7月24日から 令和5年10月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市楽市字北島677番2、679番3、680番3、681番3、686番3の一部、686番4、688番1、688番2、689番1、689番2、690番1、690番3の一部、690番4、691番1、691番5、1009番4、1009番5の一部、1010番の一部、1100番の一部及び1105番4並びに柿添1106番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯塚市大日寺593番地66
株式会社久山産業
代表取締役 林田 正紀

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営狐乙地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年8月25日から 令和5年9月25日まで	広川町役場産業課

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第68号**

令和5年4月30日執行の福智町長選挙における当選の効力に関し、福岡県田川郡福智町金田60-109渡邊文敏から提起された審査の申立てについて、令和5年8月17日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定に

より告示する。

令和5年8月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己
裁 決 書

福岡県田川郡福智町金田60-109

審査申立人 渡邊文敏

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月5日付けで提起された令和5年4月30日執行の福智町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が福智町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は、令和5年5月18日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、令和5年6月5日付けで当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙の当選人黒土孝司（以下「黒土候補」という。）の当選を無効とし、申立人を当選人とする旨の裁決を求めて審査の申立てを提起したものである。

その内容を要約すると、次のとおりである。

- 町委員会は、本件選挙に関し申立人が行った当選の効力に関する異議の申出に対し、本件選挙における投票効力決定箋の投票239票及び無効投票決定箋の投票361票の計600票（ただし、白紙投票181票を含む。）のみを開披調査の対象とした。町委員会が開披調査を行った結果、投票の効力の判定に疑義があると判断した5票につき、それぞれについて効力を判断し、選挙の結果に影響はなかったとして異議の申出を棄却したものである。
- 本件選挙は、申立人を含む2名が立候補し、申立人の得票数が5,934票、黒土候補の得票数が5,942票であり、僅か8票差で黒土候補を当選人としたものである。

本件選挙においては、自動読取分類機による得票数は申立人の方が73票多かったが、自動読取分類機による判別不能な疑問票において、申立人に79票、黒土候補に160

票が計上され、当落が入れ替わったものである。本件選挙が僅差による大接戦であったことからすると、疑問票の取扱いについてだけ、その比率が落選者1：当選者2という大差がつくとは社会通念上考え難い。

- 申立人による異議申出により、町委員会は、異議申出手続きにおいて、投票効力決定箋の投票及び無効投票決定箋の投票のみを対象としたが、そのうち、白紙投票を除いた419票のうち5票について、その判断を改めた。

投票総数12,237票のうち僅か3.4%にあたる419票について見直した結果、5票もの判断が改まったことに鑑みると、全投票用紙を確認すればさらに投票の判断が改まる蓋然性が高く、それにより当落が入れ替わる可能性も大いにあり得る。

再度全投票用紙について町委員会ではない第三者による検査・検証を行い、本件選挙の有効性を確認すべきである。

- 公正な選挙が行われたことを確認するため、現在残存している未使用投票用紙の枚数と、町委員会が当初準備した投票用紙の枚数から投票総数を差し引いた枚数が一致していることも併せて確認されたい。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、町委員会から弁明書及び関係書類を提出させ、申立人からこれに対する反論書を提出させた。また、申立人から口頭で意見を述べたい旨の申立てがあったことから、令和5年8月4日、申立人に口頭で意見を陳述させた。

弁明書における町委員会の主張を要約すると、次のとおりである。

- 投票効力決定箋の投票239票は、自動読取分類機で判別不能であった投票だけではなく、自動読取分類機により候補者毎に分類された投票のうち、誤字脱字等が認められたものも含まれており、投票効力決定箋の投票の比率が落選者1：当選者2であったことは、単に結果として「黒土候補の氏名が申立人の氏名と比べ、誤字脱字につながりやすい氏名であった」ことを裏付ける根拠となるに過ぎず、候補者の得票数の比率との間に因果関係はない。
- 無効投票決定箋の投票361票のうち「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」17票内のみに、判断が改まった5票が存在したのであり、それ以外の無効投票決定箋の投票344票及び投票効力決定箋の投票239票には、投票の効力の判定に疑義

のある投票は存在しなかった。

また、有効投票決定箋の投票11,637票については、自動読取分類機により候補者毎に分類された投票を内容点検係が点検した際、誤字脱字等も認められず明らかに各候補者の有効投票であると判断し、計数係、再点検1係、再点検2係、立会人による確認、選挙長による判定、計算1係、計算2係による確認を経たものであり、開披調査を行った600票と比べ、その効力の判断に誤りが無いことを疑う余地はない。

再点検により投票効力決定箋の投票239票の中に投票の効力の判定に疑義のある投票が存在しなかったことから、有効投票決定箋の投票の中に投票の効力の判定に疑義のある投票が存在するとは考えられない。

- 3 本件選挙における選挙会及び開票事務は、事務従事者による投票の点検・計数、立会人及び選挙長への回付が適正に行われ、投票の効力の判定は立会人の確認を経て、選挙長が決定したものである。

また、本件選挙における開票作業は、同会場において同時に開始した町議会議員一般選挙より長時間を要し、細心の注意を払った中で、慎重に開票内容が確認されたものである。

本件選挙における選挙会及び開票事務は慎重かつ厳正に行われたことから、再点検における開披調査の対象を投票効力決定箋の投票及び無効投票決定箋の投票としたところであり、有効投票決定箋の投票を開披点検する必要はない。

- 4 再点検による投票効力決定箋の投票及び無効投票決定箋の投票の開披調査は、極めて慎重かつ厳正に点検され、僅か600票の確認に2時間19分を要しており、点検終了後に再点検立会人から意見が述べられることもなかったことから、投票効力決定箋の投票及び無効投票決定箋の投票のさらなる開披調査を行う必要はない。
- 5 未使用投票用紙の枚数は、各投票所及び開票所において2度の計数機による確認を経たものであり不整合は認められなかった。本件選挙における投票終了時の投票者総数12,237人と開票終了時の投票総数12,237票は一致していることから、未使用投票用紙の枚数を改めて確認する必要はない。

反論書及び口頭意見陳述における申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 異議申出手続で5票の有効票が発見された事実は、町委員会が行った本件選挙にお

ける開票事務が必ずしも適正に行われたものではないことを如実に物語っている。

また、福智町議会議員一般選挙の開票事務における結了時間と比較して長時間であったことは、町委員会が同一の機会に2つの選挙の開票手続をしていたことを示すだけであり、町委員会が適正に手続を行ったことを補強する事実たり得ず、むしろ複数の選挙の開票手続を同時に行ったため、本件選挙において十分な人員を割くことができなかったことを基礎づける事実であり、適正な手続が行われたことに疑義を生じさせる事情になる。

- 2 再点検手続に時間をかけたことが手続の適正を担保するものでない。

再点検立会人は、再点検手続において有効票であるとされた5票のほかにも、有効とすべき投票、黒土候補の得票として有効とされているが実際には無効票とすべきと思われる投票が複数存在することを確認したものの、町委員会から意見を述べることを禁じられていたため、これらを指摘することも意見を言うこともできなかった。再点検終了後に、開票管理者から意見を求められることもなかった。

町委員会は再点検立会人に対し意見陳述の機会を与えておらず、むしろ意見を述べることを禁ずる旨教示していたにもかかわらず、弁明書において「再点検立会人から意見が述べられることがなかったこと」を更なる開披調査を行う必要がないことの論拠とするのは言語道断である。

- 3 町委員会は弁明書において、未使用投票用紙の枚数の確認について述べているが、何ら客観的な資料が添付されておらず、客観性が担保されていない以上、町委員会が「確認した」と単に述べているものとは評価しようがない。
- 4 過去に他の自治体において、同一人の筆跡の投票用紙が多数あったという事例があったと聞いており、今回もこのようなことがなかったことを確認するため、特に自動読取分類機で読み取った投票について、筆跡に気をつけて点検すべきである。

当委員会は、上記申立人及び町委員会の主張を踏まえ、申立人と黒土候補の得票数が僅差であること、また、申立人の主張において、町委員会が無効投票と判断したが有効とすべき投票、町委員会が黒土候補の得票として有効と判断したが実際には無効票とすべきと思われる投票が存在し得ることが述べられていることに鑑み、令和5年8月4日、職権で町委員会が保管する本件選挙の全投票及び未使用投票用紙について提出を求め

、申立人並びに町委員会の委員及び職員らの立会いのもと、その梱包及び封印に異常がないことを確認した後、開披調査を行い、慎重に審理した。

1 開披調査にあたっては、本件選挙の全投票について、その効力に疑義のある投票及び混入票の有無を点検するとともに、未使用投票用紙の残存枚数を計数したが、その結果は次のとおりである。

- (1) 本件選挙における申立人及び黒土候補の得票数並びに無効投票数は、選挙録記載のとおりであることを確認した。
- (2) 申立人及び黒土候補の有効投票の中に、もう一方の候補者の有効投票とすべき投票の混入は認められなかった。
- (3) 開披調査の結果、投票の効力及び帰属について検討を要すると判断して抽出した投票は、有効投票から9票、無効投票から13票であり、別表のとおりである。
- (4) 未使用投票用紙の枚数について、当委員会が計数した結果は7,311枚であった。町委員会から証拠として提出された投票用紙作成事業者との契約関係書類によると、投票用紙作成枚数は19,550枚である。また、開披調査により計数された投票総数は12,237票であり、町委員会から証拠として提出された投票用紙受払簿により確認した、不在者投票請求により遠隔地に送付したものの返送がなかった投票用紙の枚数は2枚であった。投票用紙作成枚数から投票総数と未返還投票用紙の計を差し引いた枚数は7,311枚となり、当委員会の計数結果と一致した。

2 別表の投票の効力及び帰属については、公職選挙法第67条後段及び68条の規定の趣旨に則り、また、判例において「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判所第二小法廷判決）とされていることに鑑み、次のとおり検討を行った。

なお、本件選挙における候補者は通称認定を申請しており、申立人の通称は「わたなべ文敏」、黒土候補の通称は「くろつち孝司」となっている。

- (1) 別表A-1の投票は、申立人の有効票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「はたなで」と読むことができる。全体として申立人の氏と近似しており、「は」は「わ」の誤記と、「で」は「べ」を傾けて記載したものと認められる。よ

って、申立人の有効票と認める。

- (2) 別表B-1の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。「くつちつ」と記載している。黒土候補の氏と4文字中3文字が符合し、視感も類似しており、2文字目の「つ」は「ろ」の誤記と、「ちつ」は「つち」の誤記と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (3) 別表B-2の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「くりつち」と読むことができる。全体として黒土候補の氏と近似しており、「り」は「ろ」の誤記と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (4) 別表B-3の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。「黒土孝司」と「黒●」を併記している（●は「孝」から横一線を脱したような文字）。これは、最初に「黒●」と記載した後、誤りに気づき隣に記載し直したものと推察される。「黒●」が黒土候補以外の他事を記載したものや、他の候補者名を記載したものとは認めがたい。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (5) 別表B-4の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。「くろつち孝●」と記載している（●は不明瞭な記載）。全体として黒土候補の氏名と近似しており、6文字目は「じ」又は「司」と書こうとして書き得なかったものと認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (6) 別表B-5の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。「くろつち」と「くし」を併記している。これは、最初に「くし」と記載した後、誤りに気づき隣に記載し直したものと推察される。「くし」が黒土候補以外の他事を記載したものや、他の候補者名を記載したものとは認めがたい。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (7) 別表B-6の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。「くろつち孝司」と記載している。全体として黒土候補の氏名と近似しており、4文字目の「く」は「ち」の誤記と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (8) 別表B-7の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。「くろち者司」と記載している。「くろち」と「くろつち」は発音が似ており、「つ」の脱字と認められる。また、全体として黒土候補の氏名と近似しており、「者」は「孝」の誤記と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。

- (9) 別表B-8の投票は、黒土候補の有効票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「くろちさん」と読むことができる。「くろち」と「くろつち」は発音が似ており、「つ」の脱字と認められる。また、「さん」は敬称の類を記載したものと認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (10) 別表X-1の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「わたな●」と読むことができる(●は不明瞭な記載)。全体として申立人の氏と近似しており、4文字目は「べ」と書こうとして書き得なかったものと認められる。よって、申立人の有効票と認める。
- (11) 別表X-2の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「●たな」と読むことができる(●は不明瞭な記載)。全体として申立人の氏と近似しており、1文字目は「わ」と書こうとして書き得なかったもの、また、「わたなべ」の「べ」を脱字したものと認められる。よって、申立人の有効票と認める。
- (12) 別表X-3の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「れたべ」と読むことができる。全体として申立人の氏と近似しており、「れ」は「わ」の誤記と、また、「わたなべ」の「な」を脱字したものと認められる。よって、申立人の有効票と認める。
- (13) 別表X-4の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「やたなし」と読むことができる。全体として申立人の氏と近似しており、「や」は「わ」の誤記と、「し」は「べ」の誤記と認められる。よって、申立人の有効票と認める。
- (14) 別表Y-1の投票は、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「黒土たかし」と記載している。これは、黒土候補の名「孝司」の読み違いによる誤記と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (15) 別表Y-2の投票は、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏

- 名を記載したもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「くろがねこうじ」と記載している。7文字中5文字が黒土候補の氏名と同一であり、名は正しく「こうじ」と記載している。「がね」は思い違いによる記載と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (16) 別表Y-3の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「くろち」と記載している。「くろち」と「くろつち」は発音が似ており、「つ」の脱字と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (17) 別表Y-4の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「くろつき」と「+」のような文字を併記している。「+」は書き損じを抹消し、書き直したものと推察される。また、全体として黒土候補の氏と近似しており、「き」は「ち」の誤記と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (18) 別表Y-5の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、「くろち」と読むことができる。「くろち」と「くろつち」は発音が似ており、「つ」の脱字と認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (19) 別表Y-6の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「黒地」と記載している。「くろち」と「くろつち」は発音が似ており、「つ」を脱字のうえ「地」の字を当てたものと認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (20) 別表Y-7の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。筆跡が稚拙であるが、横書きで「くろつし」と読むことができる。全体として黒土候補の氏と近似しており、また、「し」は「ち」の誤記であると認められる。よって、黒土候補の有効票と認める。
- (21) 別表Y-8の投票は、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「くろ」と記載している。黒土候補の氏の一部を記載したもので、「つち」の脱字と認められる。よって、黒土

候補の有効票と認める。

② 別表Y-9の投票は、「単に雑事を記載したもの」との事由により無効と判断された票から抽出したものである。「町長」と記載している。「町長」は、身分・職業の類を記載したものと認められる。黒土候補は現職の町長であり、他に元町長の立候補者はなく、混同のおそれがない。よって、黒土候補の有効票と認める。

3 上記のとおり検討した結果、申立人及び黒土候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	黒土候補
有効投票中	増減なし	増減なし
無効投票中	4票増	9票増
計	4票増	9票増

上記の結果により、選挙会において決定された両者の得票数である

申立人	5,934票
黒土候補	5,942票

は、修正すべきこととなり、その結果両者の得票数は、

申立人	5,938票
黒土候補	5,951票

となる。

したがって、黒土候補の得票数は、申立人のそれを13票上回り、異議の申出を棄却した町委員会の決定を取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

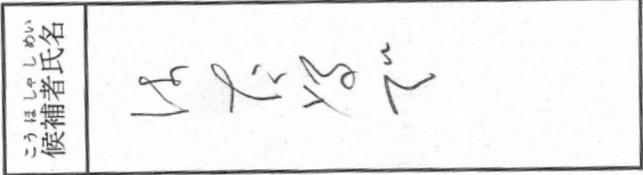
令和5年8月17日

福岡県選挙管理委員会
委員長 藤 井 克 巳
委員 田 中 秀 子
委員 野 村 陽 一
委員 井 手 善 來

教 示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別表

番号	A-1
	
投票	

別表

番号	B-1	B-2	B-3	B-4
投票	<div data-bbox="409 1094 1068 1286"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> </div>	<div data-bbox="409 831 1068 1015"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> </div>	<div data-bbox="409 555 1068 751"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>黒土孝司</p> </div>	<div data-bbox="409 268 1068 443"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> </div>
番号	B-5	B-6	B-7	B-8
投票	<div data-bbox="1265 1094 1937 1286"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> </div>	<div data-bbox="1265 831 1937 1015"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> </div>	<div data-bbox="1265 555 1937 751"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> </div>	<div data-bbox="1265 268 1937 443"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろちち</p> <p>書かない。</p> </div>

別表

番号	X-1	X-2	X-3	X-4
投票	<div data-bbox="398 1086 1081 1286"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>山本 大</p> </div>	<div data-bbox="398 802 1081 1002"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>山本 大</p> </div>	<div data-bbox="398 518 1081 718"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>水谷 大</p> </div>	<div data-bbox="398 234 1081 434"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>水谷 大</p> </div>

別表

番号	Y-1	Y-2	Y-3	Y-4
投票	<div data-bbox="398 1098 1077 1283"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>黒木 太郎</p> </div>	<div data-bbox="398 820 1070 1005"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろがね 二郎</p> </div>	<div data-bbox="398 526 1070 711"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろがね</p> </div>	<div data-bbox="398 240 1070 426"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろがね</p> </div>

番号	Y-5	Y-6	Y-7	Y-8
投票	<div data-bbox="1265 1098 1944 1283"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろがね</p> </div>	<div data-bbox="1265 820 1937 1005"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>黒地</p> </div>	<div data-bbox="1265 526 1930 711"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろがね</p> </div>	<div data-bbox="1265 240 1937 426"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p>くろがね</p> </div>

別表

番号	Y-9		
<table border="1"><tr><td data-bbox="398 1093 488 1273">こうほしやしめい 候補者氏名</td><td data-bbox="488 1093 1077 1273">町長</td></tr></table>		こうほしやしめい 候補者氏名	町長
こうほしやしめい 候補者氏名	町長		
投票			

公安委員会

福岡県公安委員会告示第198号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、緊急通行車両の確認等に係る審査基準の制定及び一部改正（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和5年8月25日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和5年8月16日から同年8月28日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。